

<p>訪問看護</p> <p>訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>十 千分の千四</p>
<p>訪問介護</p> <p>訪問入浴介護</p> <p>通所介護</p> <p>特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援</p> <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>十 千分の千六</p>

<p>通所介護</p> <p>短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>十五 千分の千四</p>
<p>訪問看護</p> <p>訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>十五 千分の千五</p>
<p>訪問介護</p> <p>訪問入浴介護 居宅介護支援</p>	<p>十 千分の千七</p>

<p>介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援</p>	<p>甲地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護</p>
<p>千分の千</p>	<p>千分の千二 十四</p>	<p>千分の三十 六</p>	

<p>夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援</p>	<p>甲地 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与</p>	<p>通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護</p>
<p>千分の千</p>	<p>千分の千二 十七</p>	<p>千分の千三 十三</p>	

乙地	<p>認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援</p>	千分の千
乙地	<p>居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護</p>	千分の千十二

乙地	<p>小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援</p>	千分の千四十二
乙地	<p>居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス</p>	千分の千二十三

表 (略)

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府
 県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

その他	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	千分の千十
すべてのサービス		八
千分の千		

表 (略)

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府
 県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

その他	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千二十
すべてのサービス		十八
千分の千		
		千分の千三十五

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（同令附則第四条の規定により同令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものうち、平成二十一年三月三十一日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（同令附則第四条の規定により同令第三条第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの</p> <p>二・三 （略）</p>

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める状態

イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

ロ 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ 真皮を越える褥瘡の状態

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ 末期の悪性腫瘍の者

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一「医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

ロ 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の注1の厚生労働大臣が定める者

末期の悪性腫瘍の者

ロ 中心静脈栄養を受けている者

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条
第一号に規定する麻薬

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの
指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注3の厚生労働大臣が定める者

定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整

復師又はあん摩マッサージ指圧師

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

ロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条
第一号に規定する麻薬

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の

ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの
指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション

費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十号に規定する利用者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション
の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十一号に規定する入浴介助

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費
の注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき
提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、
肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食
及び特別な場合の検査食

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費
の注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない
理由により、介護を受けることができない者

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)ま
での注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用
者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、
サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするも
の

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びニ(5)の注の厚生労働大臣が
定める療養食

第十五号に規定する療養食

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が
定める者

第十六号に規定する者

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費

第九号に規定する利用者

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ
ョン費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費
の注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき
提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、
肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及
び特別な場合の検査食

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費
の注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない
理由により、介護を受けることができない者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)ま
での注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用
者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、
サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするも
の

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生
労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費
の注(6)の注、ロ(8)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が
定める者

第十四号に規定する者

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費

のイ(6) (二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(一) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(二) 摂食機能療法

(三) 視能訓練

(2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

b 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

c 重度褥瘡処置

d 老人処置

e 老人精神病棟等処置料

f 爪甲除去（麻酔を要しないもの）

g 穿刺排膿後薬液注入

h 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

i ドレーン法（ドレナージ）

j 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

k 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

l 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

m 喀痰吸引

のイ(7) (二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(一) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(二) 摂食機能療法

(三) 視能訓練

(2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(一) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

b 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

c 重度褥瘡処置

d 老人処置

e 老人精神病棟等処置料

f 爪甲除去（麻酔を要しないもの）

g 穿刺排膿後薬液注入

h 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

i ドレーン法（ドレナージ）

j 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

k 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

l 腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

m 喀痰吸引

- n 干涉低周波去痰器による喀痰排出
o 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
p 摘便
q 腰椎麻酔下直腸内異物除去
r 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
s 酸素吸入
t 突発性難聴に対する酸素療法
u 酸素テント
v 間歇的陽圧吸入法
w 体外式陰圧人工呼吸器治療
x 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
y 非還納性ヘルニア徒手整復法
z 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
- (二) 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 救命のための気管内挿管
b 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
c 人工呼吸
d 非開胸的心マッサージ
e 気管内洗浄
f 胃洗浄
- (三) 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 皮膚科軟膏処置
b いぼ焼灼法
c イオントフォーゼ
d 臍肉芽腫切除術
- (四) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
b 後部尿道洗浄（ウルツマン）
c 留置カテーテル設置
d 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

- n 干涉低周波去痰器による喀痰排出
o 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸
p 摘便
q 腰椎麻酔下直腸内異物除去
r 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
s 酸素吸入
t 突発性難聴に対する酸素療法
u 酸素テント
v 間歇的陽圧吸入法
w 体外式陰圧人工呼吸器治療
x 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
y 非還納性ヘルニア徒手整復法
z 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
- (二) 救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 救命のための気管内挿管
b 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
c 人工呼吸
d 非開胸的心マッサージ
e 気管内洗浄
f 胃洗浄
- (三) 皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 皮膚科軟膏処置
b いぼ焼灼法
c イオントフォーゼ
d 臍肉芽腫切除術
- (四) 泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
a 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
b 後部尿道洗浄（ウルツマン）
c 留置カテーテル設置
d 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

- (五) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）
- b 子宮頸管内への薬物挿入法
- (六) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 眼処置
- b 義眼処置
- c 睫毛除去
- d 結膜異物除去
- (七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢除去を含む。）
- b 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
- c 口腔、咽頭処置
- d 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
- e 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
- f 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
- g ネブライザー
- h 超音波ネブライザー
- (八) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
- (九) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 鼻腔栄養
- b 滋養浣腸
- (3) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
- (一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）
- (二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

- (五) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 腔洗浄（熱性洗浄を含む。）
- b 子宮頸管内への薬物挿入法
- (六) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 眼処置
- b 義眼処置
- c 睫毛除去
- d 結膜異物除去
- (七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢除去を含む。）
- b 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）
- c 口腔、咽頭処置
- d 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）
- e 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）
- f 耳垢栓塞除去（複雑なもの）
- g ネブライザー
- h 超音波ネブライザー
- (八) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
- (九) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの
- a 鼻腔栄養
- b 滋養浣腸
- (3) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの
- (一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）
- (二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）